

令和 年 月 日

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
理事長 森谷 邦彦 様

住所

申請者 氏名 ㊟

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度採用活動支援事業補助金交付申請書

採用活動支援事業補助金の交付を受けたいので、採用活動支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	採用活動支援事業（A I 採用面接・採用試験等交通費）
算定基準額（見込み）	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書（に準ずる書類）

令和 年 月 日

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
理事長 森谷 邦彦 様

住所

申請者 氏名 ㊟

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

令和 年度採用活動支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日第 号による交付決定に係る事業の実績について、
採用活動支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	採用活動支援事業（A I採用面接・採用試験等交通費）	
交付決定	算定基準額	交付決定額
	円	円
実績	円	円
差引	円	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

令和 年度採用活動支援事業計画（実績報告）書

1 申請者

申請者団体名 及び代表者名	
連絡先（電話番号）	
担当者名	
連絡先	(電話番号) (メールアドレス) (ファクシミリ)

2 事業の概要

1 事業の計画（直近の採用時期を記載のこと）

	新規学卒者 (一括採用)	新規学卒者 (通年採用)	備 考
採用計画数			
受験者数※ (うち県外居住者)	()	()	()
入社予定数			

※実績報告時に記載のこと

2 事業の実施場所

※事業所名称等を記載のこと

3 事業区分別実施計画（実績）

(1) AI採用面接

導入システムの概要	
導入・利用開始	
経費額及び経費明細	
その他	

※上記様式に準ずるものを添付にすることを可とする。

(2) 採用試験等交通費

支給学生数	
支給総額及び支給内訳	
支給方法	
その他	

※上記様式に準ずるものを添付にすることを可とする。

※対象学生が助成金等を受け取ったことがわかる証拠書類の写しを添付すること。

4 その他参考となる事項

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をしてください

令和 年度採用活動支援事業収支予算（実績）書

1 収 入

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度実績額)	※ (本年度予算額)	差引増減額	内 訳
合 計				

※予算書は本欄記入不要

2 支 出

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度実績額)	※ (本年度予算額)	差引増減額	内 訳
合 計				

※予算書は本欄記入不要

鳥定住第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
理事長 森谷 邦彦

令和 年度採用活動支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった令和 年度採用活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、令和元年9月18日付鳥定住第162号採用活動支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付事業

本補助金の交付事業の内容は、採用活動支援事業（A I採用面接・採用試験等交通費）とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、交付事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費（に事業区分がある時はその配分及び配分された経費）に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、交付事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、要綱第2条の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、要綱の規定に従わなければならない。